

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、  
 医師または患者さんに聞かれて困ったこと、  
 医師に疑義照会して対応したが  
 いま一つ納得できないこと、ありませんか？  
 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。  
 ご質問をお寄せください。  
 「質問の募集」要項は49頁にあります。  
 なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。  
 電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。  
 また、特殊なケースの質問は  
 採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q  
&  
A

**Q1** 在宅患者訪問薬剤管理指導は、特別養護老人ホームの入所者については算定できませんが、2006年4月から一定の条件である場合に限り算定できるようになったと聞きました。どのような場合に算定できるのでしょうか。

(匿名希望)

**A1** 特別養護老人ホームに入所している末期の悪性腫瘍の患者であって、在宅療養支援診療所の保険医の指示に基づいて訪問薬剤管理指導を実施した場合に限り、在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)を算定することができます。

在宅患者訪問薬剤管理指導料は、「患者が医師又は薬剤師の配置されている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合」および「現に他の保険医療機関又は保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合」には算定することができません。特別養護老人ホームには運営基準において医師が配置されていることになっており(非常勤を含む)、したがって特別養護老人ホームに入所している患者の場合には、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定することはできません。

しかし、2006年度診療報酬改定に伴い、在宅医療の推進の観点から、特別養護老人ホームの入所者であっても、末期の悪性腫瘍の患者であり、在宅療養支援診療所の保

険医の指示に基づいて訪問薬剤管理指導を実施した場合に限り、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できるよう見直されました。

在宅療養支援診療所とは、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるように、2006年4月より診療報酬上の制度として新たに設けられたものです。在宅療養支援診療所の要件としては、①24時間連絡を受ける医師または看護職員の配置、②24時間往診が可能な体制の確保(ほかの保険医療機関の保険医との連携を含む)、③在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制の確保(ほかの保険医療機関との連携を含む)、④介護支援専門員(ケアマネジャー)などとの連携——などがあります。

処方せんに「在宅療養支援診療所」である旨が記載されるわけではありませんので、保険薬局においては、当該医療機関に直接確認するなどの対応が必要でしょう。

**Q2** 保険薬局では、塩酸モルヒネ製剤(注射薬)を処方せんにより調剤することは可能とされていますが、特定保険医療材料については、どのように保険請求することになるのでしょうか。

(匿名希望)

## A2

保険薬局は、処方せんにより塩酸モルヒネ製剤を支給することはできませんが、現時点では、調剤報酬として特定保険医療材料を保険請求することは不可能です。

保険薬局が処方せんにより支給できる注射薬は、「在宅医療における自己注射のために投与される薬剤」に限られており、この中には塩酸モルヒネ製剤も含まれていません(表1)。ただし、塩酸モルヒネ製剤の調剤にあたっては、「薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えられない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合」に限るものとされています。

しかし、現在のところ、「調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格」(材料価格基準、2006年3月6日、厚生労働省告示第96号)の中に、塩酸モルヒネ製剤を使用するために必要な注入ポンプなどは含まれ

表2 材料価格基準(調剤報酬点数表関係)

- ・インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・性腺刺激ホルモン製剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体注射用ディスポーザブル注射器
- ・ソマトスタチンアナログ注射用ディスポーザブル注射器
- ・腹膜透析液交換セット
- ・在宅中心静脈栄養用輸液セット
- ・在宅悪性腫瘍患者自己注射用ディスポーザブル注射器
- ・グルカゴン製剤注射用ディスポーザブル注射器
- ・在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- ・万年筆型インスリン注入器用注射針
- ・万年筆型ヒト成長ホルモン剤注入器用注射針
- ・ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスポーザブル注射器

※価格は省略

ていません(表2)。すなわち、必要な特定保険医療材料が材料価格基準に収載されていない以上、塩酸モルヒネ製剤を支給することはできるものの、それを使用するための注入ポンプについては、保険薬局が調剤報酬として保険請求することは不可能ということになります。

したがって、現在の仕組みにおいて処方せんにより塩酸モルヒネ製剤を支給するためには、保険医療機関で必要な特定保険医療材料を支給してもらい、保険薬局側がそれに必要な注射薬を充填するということになります。

## Q & A

表1 保険薬局において支給できる注射薬

- ・インスリン製剤
- ・ヒト成長ホルモン剤
- ・遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ・乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む)
- ・自己連続携行式腹膜灌流用灌流液
- ・在宅中心静脈栄養法用輸液
- ・性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
- ・性腺刺激ホルモン製剤
- ・ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
- ・ソマトスタチンアナログ
- ・インターフェロンアルファ製剤
- ・インターフェロンベータ製剤
- ・ブトルフェノール製剤
- ・ブプレノルフィン製剤
- ・抗悪性腫瘍剤
- ・グルカゴン製剤
- ・ヒトソマトメジンC製剤
- ・人工腎臓用透析液
- ・血液凝固阻止剤
- ・生理食塩水
- ・プロスタグランジン<sub>2</sub>製剤
- ・塩酸モルヒネ製剤
- ・エタネルセプト製剤
- ・注射用水

※在宅医療における自己注射のために投与される薬剤

特定保険医療材料の請求は？

